

居宅介護支援事業所 第2はなの里 和み

居 宅 介 護 支 援

《重要事項説明書》

社 会 福 祉 法 人
こ も は ら 福 祉 会

令和7年1月15日作成

指定居宅介護支援
居宅介護支援事業所 第2はなの里 和み
事業所説明

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 運営主体 | 社会福祉法人 こもはら福祉会 |
| 2. 代表者 | 理事長 家里 英夫 |
| 3. 所在地 | 三重県名張市百合が丘西5番町1番地 |
| 4. 法人の行う
他の事業 | 介護老人福祉施設
「特別養護老人ホームはなの里・第2・第3・第5はなの里」
短期入所生活介護事業
「ショートステイはなの里・第2・第3・第5はなの里」
通所介護事業「老人デイサービスセンターはなの里」
「デイサービス第2はなの里・つつじが丘」
身体障害者支援施設・短期入所・生活介護「はなの里」
軽費老人ホーム「ケアハウスはなの里・ケアハウス第2はなの里」
第4はなの里「サービス付き高齢者住宅・ヘルパーステーション
・小規模多機能ホームゆり」
認知症対応型共同生活介護事業
「グループホームはなの里・新Ⅰ・新Ⅱ・つつじが丘」
小規模多機能居宅介護「はなの里」
居宅介護支援事業所 はなの里
保育事業「西田原保育園」「桔梗が丘保育園」 |
| 5. 開設年月日 | 平成25年4月1日 |
| 6. 介護保険施設
の認可指定日 | 平成25年4月1日 |
| 7. 職員体制 | 管理者 原田 恵子（事業所の介護支援専門員を兼務）
主任介護支援専門員 常勤4名 介護支援専門員 常勤6名（専従） |
| 8. 資格取得状況 | 主任介護支援専門員 — 4名 介護支援専門員—6名
介護福祉士—5名 ヘルパー2級—1名 |
| 9. 特定事業所加算取得事業所 | 当事業所は、次の算定条件を満たす特定事業所加算（Ⅱ）対象の事業所として
届け出しています。
① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的
に開催すること。
② 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しているこ
と。
③ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。
④ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例
に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
⑤ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
⑥ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45未満であること。
⑦ 主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置し
ていること。
⑧ 地域包括支援センター及び、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会に
参加していること。
⑨ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協
力体制を確保していること。
⑩ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的
に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
⑪ ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識
等に関する事例検討会、研修等に参加していること |

事業の目的

皆様からの介護保険サービスご利用の相談にお答えし、要介護状態となった皆様の心身の状態や環境にあった適切な介護保険サービスの提供が確保されるように支援させていただきます。

運営の方針

介護が必要な状態になった皆様が、可能な限り自宅で生活できるように、皆様の心身や環境状態に応じた適切な介護サービスが提供されるように配慮します。

居宅支援事業は、介護保険制度の下、皆様が希望される介護保険サービス及びサービス事業所が選択できるように、公正中立の立場からの支援を行ないます。

サービス内容

①介護保険に関するご説明をします

②要介護認定調査の申請をお手伝いします

利用条件	65才以上又は、40才以上で介護保険法の定める特定疾病のため介護を必要とされる方で、介護保険サービスの利用を望まれる方 事業所来訪によるご相談の方は、事前にご連絡下さい。
利用定員	介護支援専門員一人（常勤換算）当たり44名 この定員には、地域包括支援センターより委託を受ける介護予防支援の件数を含みます。

③介護計画の作成をします

介護支援専門員が訪問して、日常生活におけるお悩みをたずね、必要と思われる介護サービスを検討します。



介護支援専門員が、皆様に必要と思われるサービス・利用可能なサービス事業者の情報を提供し、ご本人・ご家族の希望される「サービス内容」、「サービス事業所」の利用調整をします。



各介護事業所のサービス内容を下に計画原案を作成し、ご本人・ご家族、各介護事業所の担当者や主治医等の意見を取り入れた後、介護計画は完成します。



介護計画が完成しましたら、各サービス事業所への利用依頼を行ないます。
事業所間でサービス提供のための打ち合せ等を行ない、サービス利用が始まります。

④介護計画に基づく介護サービスの給付状況の把握と管理をします

月に1回以上、ご本人の自宅等を訪問し、サービス計画の実施状況の把握に努めます。
自宅訪問の日程・時間調整について、ご本人ならびにご家族の協力をお願いします。
ご本人の心身の状態に大きな変化があったり、介護計画の内容に不都合が生じている場合、ご相談の上で了解のいただける計画に修正いたします。

- ⑤介護計画作成後も、サービス計画内容の見直しに役立つ新しい情報を提供します
介護計画の作成にあたっては、皆様の課題の発見と解決に向けての援助方針を検討します。
- ⑥サービス提供に係る書記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

利用料金

介護保険適用となる場合には利用料を支払う必要がありません。
(全額介護保険により負担されます。)

介護保険に関するご相談		無 料		本人負担なし
要介護（要支援）認定申請の支援		無 料		
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護１・２		１１，０８８円		
要介護３・４・５		１４，４０６円		
特定事業所加算（Ⅱ）		４，２９８円		
初回加算		３，０６３円		
入院時情報連携加算（Ⅰ）※		２，５５２円		
入院時情報連携加算（Ⅱ）※		２，０４２円		
退院・退所加算・カンファレンス参加無し		４，５９４円		
・カンファレンス参加有り		６，１２６円		
通院時情報連携加算		５１０円		
緊急時等居宅カンファレンス加算		２，０４２円		
ターミナルケアマネジメント加算		４，０８４円		
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント		９５％		
交通費	事業実施区域内	無 料		
	事業実施区域外	１０km未満	１００円	
		１０～２０未満	２００円	
		以降１km毎	１０円	
介護計画に影響する情報の提供		無 料		

※入院時には、医療機関との連携を図るため、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に必ずお伝えください。

介護保険の内容に変更があった場合、経済状況の著しい変化など止むを得ない場合、上記料金を相応な額に変更することがあります。当方の都合により料金を変更する場合は、変更を行なう２ヶ月前に、介護保険の内容の変更で料金が変わる場合は、極力早く変更内容と変更の理由をご説明いたします。

営業について

営業日 祝祭日と１２月３０日～１月３日を除く月～金曜日
営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分
事業実施区域 名張市区域
その他事項 営業時間外においても連絡が取れるように、２４時間体制で電話対応いたします。

秘密の保持

サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、在職中に限らず、退職後であっても正当な理由なく第三者に漏らしません。また、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者およびその家族の個人情報を用いませぬ。

事故対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なう

とともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

加入保険・・・全国社会福祉協議会の「社会福祉施設総合損害補償」
使用する全車両が「東京海上日動火災保険（株）自動車保険」加入

虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - （２）虐待防止のための指針を整備します。
 - （３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します
虐待防止に対する措置を適切に実施する為の担当者：居宅介護支援事業所第2はなの里和み管理者

業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

- （１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- （２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （３）介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

身体拘束の禁止

利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

苦情・相談受付窓口

利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。
苦情・相談の窓口は以下の通りとなっております。介護支援専門員は、業務の内容上事業所外に出ることも多く、その間の対応もこちらでさせていただきます。

電話番号	0595-64-2525
FAX番号	0595-64-1117
受付担当者	福本裕弥・福西裕子 原田恵子

苦情解決責任者	山村 哲生
第三者委員	山口信子 0595-65-3195 中嶋俊子 0595-65-3556

施設の窓口の他にも、**公的窓口**として次の機関があります。

名張市役所・介護高齢支援室 0595-63-7599
（三重県社会福祉協議会）三重県福祉サービス運営適正化委員会 059-224-8111
三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165 FAX059-222-4166

重要事項説明確認書

この重要事項説明書に書かれている内容に基づき、事業者は居宅介護支援サービス利用の説明を行なうとともに同文書を交付しました。利用者（又はその家族等）は、事業者より受けた説明で、サービス内容について理解し、同意しました。

また、利用者（又はその家族）は、サービスの提供開始につきまして、利用者本人の要介護認定の際に調査されました各項目及びその特記事項と、主治医の意見書の内容が必要であるということ、その情報が居宅介護支援の目的以外に使われることが無い旨説明を受けましたので、事業者が保険者に情報の提供を申請することに同意いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業者

事業所所在地 三重県名張市百合が丘西5番町1番地

事業所名 居宅介護支援事業所 第2はなの里 和み

説明者氏名

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

（利用者との続柄： ）